

## 新旧対照表

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>介護支援専門員資質向上事業実施要綱</p> <p>1、2、3 (略)</p> <p>4 事業実施上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の研修日程の分割については、各都道府県の実情に即して適宜分割して行うものとする。</p> <p>特に、現任の介護支援専門員を対象としている研修については、研修開催日程、研修開催期間、研修定員等の規模等の設定に当たっては、選択的な受講が可能となるよう各講義を個別に開講したり、開講日(曜日)、時間等についても工夫をする等、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。</p> <p>また、やむを得ない事情により研修の一部を受講できない者に対しては、適切な方法による代替措置をとることができるものとする。</p> <p><u>なお、受講者が各研修課程の受講中に、転居等のやむを得ない事情により修了できなかった場合、他の都道府県の同研修課程における未受講の項目を受講すれば、当該研修を修了したものとする。ただし、その場合は、受講前の研修を実施していた都道府県と転居等後の都道府県の双方において、当該受講者の受講状況の確認や、既に修了した項目について転居後の都道府県が実施する項目と同等かどうか確認すること。</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>介護支援専門員資質向上事業実施要綱</p> <p>1、2、3 (略)</p> <p>4 事業実施上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の研修日程の分割については、各都道府県の実情に即して適宜分割して行うものとする。</p> <p>特に、現任の介護支援専門員を対象としている研修については、研修開催日程、研修開催期間、研修定員等の規模等の設定に当たっては、選択的な受講が可能となるよう各講義を個別に開講したり、開講日(曜日)、時間等についても工夫をする等、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。</p> <p>また、やむを得ない事情により研修の一部を受講できない者に対しては、適切な方法による代替措置をとることができるものとする。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>5、6 (略)</p>

(3) ~ (7) (略)

5、6 (略)